

○島根県警察交通機動隊の運用に関する訓令

(令和2年12月8日島根県警察訓令第36号)

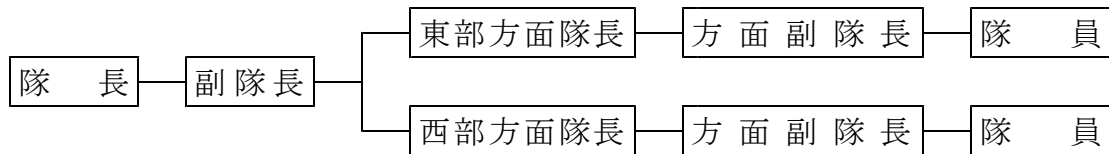
島根県警察交通機動隊の運用に関する訓令（昭和53年島根県警察訓令第12号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(編成)

第2条 交通機動隊の編成は、次表のとおりとする。



(方面隊)

第3条 方面隊の位置及び活動区域は、次表のとおりとする。

方面隊	位 置	活 動 区 域
東部方面隊	松江市平成町1751番地15号	松江、安来、雲南及び出雲の各警察署の管轄区域
西部方面隊	浜田市高佐町3461番地2	大田、川本、江津、浜田、益田及び津和野の各警察署の管轄区域

(勤務制)

第4条 交通機動隊の隊員（以下「隊員」という。）の勤務は、日勤制とし、勤務時間の割振り及び勤務方法は交通機動隊の隊長（以下「隊長」という。）が別に定める。

(勤務種別)

第5条 隊員の勤務は、通常勤務及び特別勤務とする。

2 通常勤務とは、次に掲げる勤務をいう。

- (1) 機動取締り 指定された道路において、交通取締用自動車により、交通指導取締りを行う勤務をいう。
- (2) 検問 検問所その他の必要な場所において、車両検問による交通指導取締りを行う勤務をいう。
- (3) 在所 方面隊において、警戒、通信連絡、書類作成等に従事する勤務をいう。

3 特別勤務とは、隊長の命令により、事件事故又は災害の発生に伴う初動措置、教養、訓練、警衛、警護等に従事する通常勤務以外の勤務をいう。

(月間勤務計画)

第6条 隊長は、管内の交通情勢等を考慮し、活動重点、勤務指定その他交通機動隊の運営上必要な事項を内容とする月間勤務計画をあらかじめ策定し、隊員に指示するものとする。

(相互協力)

第7条 隊長は、関係所属長と緊密な連絡を保ち、交通機動隊の効果的な運用に努めなければならない。

2 関係所属長は、交通機動隊の運営に積極的に協力するものとする。

(事件等の取扱い)

第8条 交通機動隊は次に掲げるところにより事件を処理しなければならない。

(1) 交通法令違反事件は次によること。

ア 交通機動隊が捜査した交通法令違反事件(反則事件を除く。)は、隊長がそれぞれ対応する機関に送致(付)するものとする。

イ 反則事件を検挙したときは、交通反則通告制度の実施に関する訓令(平成21年島根県警察訓令第10号)に基づき処理するものとする。

(2) 隊長は、交通法令違反事件以外の刑事事件等については、被疑者の逮捕、参考人の確保、現場保存その他必要な初期的な措置を行った後、所轄警察署長に引き継ぐものとする。

(3) 隊長は、前2号の事件以外の警察対象事案を認知し、又は届出を受理したときは、必要な措置を行った後、所轄警察署長に引き継ぐものとする。

(被疑者を逮捕した場合の措置)

第9条 隊長は、隊員が交通法令違反事件の被疑者を逮捕したときは、所轄警察署に引致し必要な措置を執った上で、集中留置警察署(松江警察署、雲南警察署、出雲警察署、浜田警察署及び益田警察署の5警察署をいう。)の長に身柄の留置を依頼するものとする。

2 隊長は前項に掲げるもの以外の被疑者を逮捕したときは、所轄警察署長に身柄の引渡しを行うものとする。

(応援派遣)

第10条 所属長は、交通機動隊の応援を必要とするときは、あらかじめその理由、派遣日時、派遣場所、派遣人員、派遣車両その他必要な事項を明らかにし、隊長を経由して警察本部長に要請するものとする。

2 前項の規定により応援出動した隊員は、応援要請した所属長の指揮を受けて勤務するものとする。

(教養訓練)

第11条 隊長は、隊員に対し、交通機動隊の活動に必要な教養及び訓練を計画的に実施しなければならない。

(事故の防止)

第12条 隊員は、次に掲げる事項に留意し、交通事故、受傷事故等の防止に努めなければならない。

(1) 交通関係法令を遵守し、車両等の機能、運転技能、道路状況等を考慮して安全運転に努めること。

(2) 車両検問等に当たっては、検問の場所及び方法を検討するとともに、装備資器

材の効果的な活用を図り、事故の未然防止に努めること。

(交通の安全等に対する措置)

第13条 隊員は、道路の状況、道路標識その他交通の安全のための施設等の異状の有無について常に配意し、交通事故防止上必要があると認めるときは、応急の措置を講じた後、速やかに隊長に報告するとともに、所轄警察署長に通報するものとする。

(委任)

第14条 この訓令に定めるもののほか、運用上必要な事項は、隊長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月22日島根県警察訓令第38号)

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。